

■内閣法制局設置法（昭和二十七年七月三十一日法律第二百五十二号）抜粋

（所掌事務）

第三条 内閣法制局は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。
- 三 法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。

【解説】この度の憲法解釈変更の際の「意見」は第三号の法令意見事務である。また、「意見」を述べる前提で当然に法令解釈の是非について立法事実の有無やその適否を含めた徹底した検証・審査を行う。

■90-衆-法務委員会-2号 昭和54年12月11日

○味村政府委員 先ほども申し上げましたように、政治は憲法に従ってしなければならない。政治でもって憲法を改める、憲法に反する政治を行うということは許されないことは当然でございます。

したがって、仮に内閣において何らかの決するということにおきましては、私ども内閣法制局といたしましては、法律上の意見を内閣に申し上げるという立場から、違憲なことが行われることが絶対にならないように、細心の注意を払って御意見を申し上げておる次第でございます。決して内閣は憲法に違反いたしました行為をしていいということではないわけでございます。たとえ最高裁判所が統治行為論をおとりになりまして、統治に関する基本的な行為については裁判権は及ばない、こういうふうにおっしゃったからといって、内閣といたしまして、では違憲なことをやってもいいのだというようなことで、そんなことを考えて内閣の決定を行っている、内閣の行為をしているということは決してございません。

【解説】7.1 閣議決定は、これまで内閣法制局が「あり得ない」と言っていたことを、内閣として「実は、あり得る」と主張を変えることによって可能となっている。であるならば、内閣法制局として、これまでの自分達の認識と異なり本当にそうした立法事実が存在するのか、「細心の注意」以上の徹底した検証・審査を行う必要がある。（しかし、実際は「あり得る」という説明をただ受け入れて何の検証もしていない、と答弁しているのである。）

■島聡君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（平成16年6月18日答弁第一一四号）

・・・憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。これに対し、集団的自衛権とは、・・・我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合は異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見だし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

【解説】本答弁書は、7.1 閣議決定以前の第二次安倍内閣において、「憲法9条に関する解釈は従来のおりである。」と国会答弁、質問主意書の政府答弁書等で必ず引用されていたものである。「国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合は異なり」とあり、他国に武力攻撃が発生している状況では国民の生命等が危険に直面することはないとの事実認識を明示している。

■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」 『時の法令』793号

・・・（小西洋之議員注：内閣法制局の行う）法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであって、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

平成26年11月6日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：内閣法制局設置法、昭和54年12月11日衆議院法務委員会会議録、島聡君提出「政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」（平成16年6月18日答弁第114号）、『時の法令』793号高辻正巳「内閣法制局のあらまし」より小西洋之事務所作成

【解説】部分是小西洋之事務所作成

平成26年11月18日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成26年11月6日参議院外交防衛委員会提出資料